

国際収支統計の現状と課題

— IMF マニュアル第6版改訂に際して —

Assessments of the Current International Standard for Balance of Payments Statistics and Issues to Be Addressed:
Overview of the Revision of the 6th Edition of the Balance of Payments and International Investment Position Manual

京都大学大学院総合生存学館特定教授 成城大学社会イノベーション学部教授
武田英俊 TAKEDA, Hidetoshi, 後藤康雄 GOTO, Yasuo

1. はじめに

国際収支統計 (Balance of Payments: BOP) および 対外投資ポジション (International Investment Position: IIP) は、一国の対外取引、対外資産・負債の状況を表す重要なマクロ経済統計である。これらの統計により、対象国の国境を跨ぐ財・サービス・資金の流れ、対外資産・負債の状況、外的ショックに対する頑健性（または脆弱性）等を把握することができる。

例えば、国内で生産された自動車、機械類等の財貨が海外にどれだけ輸出されているのか（貿易収支に反映）は、一国の景気や企業収益に大きく関わることである。また、国内機関投資家（年金基金、保険会社等）が、資産運用にあたって海外資産にどれぐらい投資しているのか（金融収支、IIP に反映）、海外投資からどれぐらいのリターンを得ているのか（第一次所得収支に反映）は、一国経済全体のみならず、個人の所得や資産にも直接関わる問題である。こうした重要な指標である BOP, IIP が適切に作成されることで、一国の金融・経済の状態を正確に把握し、効果的な政策対応が可能になる。その意義は論を待たないところであろう。

国際通貨基金 (International Monetary Fund:

IMF) は、加盟国に BOP, IIP の定期的な報告を義務付けている¹⁾。これは、IMF が BOP, IIP を加盟国の経済状況をサーベイランスするに当たって不可欠な情報と認識している証左である。

BOP, IIP は、取引の実態を適切に統計に表現するとともに、データの国際比較性を担保するため IMF が作成した BOP 等に関する国際基準である国際収支マニュアルに基づいて作成することが推奨されている。国際収支マニュアルは、経済情勢の変化等を適切に織り込むために適宜改訂されてきた。現行版は 2009 年に公表された第 6 版 (International Monetary Fund [2009]) である²⁾。

IMF は、2015 年に統計局長の諮問機関である IMF 国際収支委員会 (the Committee on Balance of Payments Statistics: BOPCOM) に BPM6 改訂への着手を提案。委員会の合意を経て BPM6 改訂プロジェクトがスタートした。

プロジェクトはまだ初期段階にあるが、BPM の改訂は、主要国の BOP, IIP の見直しに繋がり、ひいては各国の金融・経済の調査・分析、それらを踏まえた政策対応にも大きな影響を与え得るのであるため、的確にフォローしていく必要がある。

本稿では、まず BPM の歴史を簡単に振り返ったうえで、2018 年度³⁾までの BOPCOM での議論を整理し、BPM6 改訂プロジェクトの概要を紹介

する。併せて、今後のプロジェクトの円滑な遂行、各国が適切に対応できる環境整備のために対処すべき課題等を提示することとしたい。

2. BPM（国際収支マニュアル）とは

BPMは、「一国経済と海外（the rest of the world）との取引、対外ポジションに関する統計のための標準的な枠組み」（BPM6 paragraph 1.1）を示すものであり、IMFが統計専門家、各国当局等の関係者と協議のうえで作成・公表する。1992年に上述のBOPCOMが創設されたことを受け、それ以降のBPM改訂の議論はBOPCOMの場を中心に行われている。

BPMは、① BOP、IIPに関する概念、定義、分類等を提示・解説するとともに、② BOP、IIPに関する国際的に承認されたガイドラインを提供

することで、データの国際比較性を向上させること等を主目的としている（BPM6 paragraph 1.2）⁴⁾。

既に述べたとおり、BPMは1948年に第1版が公表されて以来、金融・経済情勢の変化や統計ユーザーのニーズを反映するために改訂されてきた。とくに1961年に公表されたBPM3以降は、2009年のBPM6まで16年のインターバルで改訂が施されている（図表1）。

3. BPM6改訂の動き

3-1. IMFからのBPM6改訂に関する提案(2015年10月)

IMFは2015年10月のBOPCOMの会合でBPM6の改訂プロジェクトに着手することを提案した。

図表1 これまでの国際収支マニュアルの概要*

マニュアル名	公表年	概要
第1版 (BPM1)	1948	<ul style="list-style-type: none"> 加盟国がIMFにBOPのデータを報告するための統一的な報告書式、報告項目等の基礎的事項を提示したもの。 主にデータ報告用の複数の表とそれらの作成に関する説明（instruction）で構成されている。
第2版 (BPM2)	1950	<ul style="list-style-type: none"> BPM1をベースにBOPの概念に関する説明を拡充。
第3版 (BPM3)	1961	<ul style="list-style-type: none"> IMF報告についての基礎的事項の提示に加え、加盟国が自国ニーズに従って国際収支統計を作成するための基本原理を提示。
第4版 (BPM4)	1977	<ul style="list-style-type: none"> 国際取引の方法の変化と国際通貨制度の変更（ブレトンウッズ体制の崩壊・主要国の変動相場制移行）を踏まえて改訂。 居住性、評価（valuation）等のBOPの計上原理（methodology）に関する基礎概念を詳述。 標準構成項目を柔軟化し、ニーズに応じた収支項目を作成・公表することを容認。
第5版 (BPM5)	1993	<ul style="list-style-type: none"> 並行して改訂された国民経済計算体系（System of National Accounts 1993: 1993SNA）との整合性を重視。 国際収支統計の構成、項目の定義等を大きく変更。 （例） ▷旧 capital account を financial account に名称変更。 ▷新 capital account を設け、資本移転等を経常勘定から移管。 体系内にIIPを包含。
第6版 (BPM6)	2009	<ul style="list-style-type: none"> SNAや金融統計等、他のマクロ経済統計との整合性を一段と強化する。 バランスシート分析に関するニーズの強まりを踏まえ、IIPに関する規定が増加した。また、IIP、金融勘定について、期間別、建値通貨別、部門別といった詳細なデータの作成を推奨。

* BPM6 Chapter 1. C. History of the Manual に基づき筆者作成。

International Monetary Fund [2015a]によると、IMFは前回のBPM5改訂時と同様のプロセスを踏み、①論点の洗い出し、リスト化、②洗い出された論点を踏まえたスケジュールの作成、③新マニュアルの注釈付きアウトライン（annotated outline: AO）⁵⁾の作成、④技術的論点を検討する専門家会合（Technical Expert Group: TEG）の設立、⑤国民経済計算体系（2008SNA）を始めとする対外セクター統計（External Sector Statistics: ESS）⁶⁾に関連の深いマクロ経済統計関係者との調整、といったプロセスを提案した。

併せて、IMFはBPM改訂プロジェクトのスケジュール案を提示した（図表2）。それによると、2017年までに検討項目を洗い出したうえでリスト化（research agendaの作成）して対応内容・範囲（scope）を固め、2020年までに関係者で論点を検討する。一方、IMFは論点の検討と並行して新マニュアルの骨格となるAOを作成し、2018年のBOPCOMに提示することとされている。新BPM⁷⁾の完成・公表は2025年とされた。

IMFの提案を受け、BOPCOMにおいて対応が検討された。International Monetary Fund [2015b]によると、検討結果の概要は以下のとおり。

- 一部にマニュアル改訂を時期尚早とする声もあったが、殆どのメンバーがBPM6改訂プロジェクトへの着手を支持。

- ・BPM6の改訂は、2008SNA等の他のマクロ経済統計の改訂と並行して進められるべきとされた。
- ・改訂プロジェクトの内容・範囲の確定（scoping）が、プロジェクト上流工程の最重要かつ最も困難な課題ということで認識が一致。
- ・IMFは検討項目のリスト（research agenda）を作成し、次回BOPCOM（2016年秋開催）に提示する。
- ・Research agendaでは、論点のうち、BPM6の枠組みの中で対応すべきもの（明確化、解釈提示等、BPMの記載の修正を要しない比較的軽微なもの）とBPM6の枠組みに収まらず、マニュアル改訂の中で対応すべきものを峻別し、前者についての対応スケジュールを提示する。

3-2. 2016年以降の動き

(1) Research agendaの提示

IMFは、2015年のBOPCOMでの合意を受けてIMF統計局内の関係者およびBOPCOMメンバーを始めとする主要国、国際機関の統計専門家と議論のうえ、58項目から成るresearch agendaを作成。2016年のBOPCOM会合に提出した（International Monetary Fund [2016a]）。

前年のBOPCOMでの合意を踏まえ、research agendaでは、①BPM6の枠内で対処すべき事項（BPM6記述の明確化（clarification）、解釈（in-

図表2 IMFが提示したBPM6改訂のスケジュール案*

主要な対応事項	タイムフレーム
検討事項の洗い出し・リスト化（research agenda） BPM6改訂プロジェクトの内容・対応範囲の確定	2016年～2017年
AOの作成・対外公表	2017年～2018年
Research agendaにリスト・アップされた論点の検討	2016年～2020年
新BPMのドラフト初稿完成・対外公表 —広くコメントを収集し、ドラフトに反映	2021年
新BPMの確定	2024年末まで
新BPMの公表	2025年

* International Monetary Fund [2015a]を基に筆者作成。

terpretation) 等) と、② BPM6 の変更が必要なもの (BPM6 が想定していない取引等の発生、経済情勢の変化を反映する項目の新設を要するもの等) を個別に整理し、①については対応期限を明示した。これは、BPM6 の改訂プロジェクトにおいて、まず論点を包括的に洗い出したうえで、現行マニュアルの枠内で対応すべきものと、マニュアル改訂の中で対応するものを峻別して順次対応するというアプローチを採用したことを示すものである。

すなわち、BOP, IIP に関する国際基準という BPM の性質を踏まえると、版の改訂といった大幅な見直しはそう頻繁に行うべきではない。一方、現実の金融・経済の場では、新しい取引や金融商品が頻繁に登場しており、これらを統計に適切に反映しなければならぬ。BPM6 は、こうした両面に配慮して、マニュアルの版改訂の間に生じる比較的軽微な問題等への対応方法を規定している

(BPM6 paragraphs 1.37~1.42 (図表 3))。今回の改訂プロジェクトの進め方もこうした規定に沿ったものであり、洗い出された論点のうち、まず BPM6 の枠内での明確化や解釈の提示等により対応すべき事項に対処する。そのうえで、残った課題について新マニュアルの素材として対応を詰めるという道筋を辿ることで、BPM 改訂プロジェクトの適切な scoping を図ることとしている。

なお、BPM6 の枠内での対応といっても、大半は BPM6 の規定が不足していたり、不明確であったりする場合の取り扱いを定めるものであり、新マニュアル作成に当たっての paragraph の記述の見直し、項目の追加等に繋がるものである。

Research agenda は現在のところオープンであり、適宜検討項目の追加、削除が施されている。2019 年 3 月現在、対応済みのものも含め、63 項目がリスト・アップされている (BPM6 体系の枠内で対応すべき項目: 32, BPM 改訂の中で対応

図表 3 BPM6 が定める版改訂までの修正等の扱い*

修正等の類型	内容, 対応方法
1. 編集上の修正 (editorial amendments, BPM6 paragraph 1.38)	<ul style="list-style-type: none"> • BPM の内容に影響を与えない文言の間違ひ等。 ⇒ IMF が修正案を作成し、BOPCOM に参考提示のうえ、正誤表を作成し IMF の website に掲載。
2. 明確化 (clarification beyond dispute, BPM6 paragraph 1.39)	<ul style="list-style-type: none"> • 新規の経済状況が発生した場合、または BPM 作成時には無視する程度の取引等が拡大した場合で、現行 BPM にそうした状況等に関する明確な規定がない場合。 ⇒ 現行の BPM に基づいて該当する取引等の扱いを起案し、BOPCOM の了解を得て公表する。
3. 解釈 (interpretation, BPM6 paragraph 1.40)	<ul style="list-style-type: none"> • BPM の規定が不明確な取引が発生した場合。 ⇒ IMF スタッフが関連する BPM の規定の解釈を起案し、関係者 (BOPCOM のほか、SNA に関わる場合には ISWGNA⁸⁾) との協議・了解を経て、解釈を公表する。
4. 変更 (change to the framework, BPM6 paragraph 1.41)	<ul style="list-style-type: none"> • 現行 BPM の概念や定義と適合しない取引等が発生したり、現行 BPM の記述がミスリーディングとなるような状況が生じた場合。 ⇒ BPM の一部の変更が必要。IMF スタッフが BOPCOM と協議しつつ対応案を起案し、関係者 (各種専門家の会合、ISWGNA (SNA と関係する場合)、IMF 加盟国当局等) に提示する。 ⇒ BOPCOM は、こうした変更をどのように ESS の体系に織り込むかについて提言を行う。具体的には、① (BPM を改訂せずに) 修正の詳細を記載した冊子 (booklet) を公表する、② BPM を改訂することが選択肢となる。 ⇒ 対応方法等については、IMF 加盟国に周知するとともに、IMF website で公表する。

* BPM6 の規定を基に筆者作成。

する項目：31)。

(2) 論点の検討状況

2016年以降、research agendaに沿ってIMFスタッフおよびBOPCOMメンバーによる検討が進められている⁹⁾。上述の通り、現在まではBPM6の枠内で対応すべき項目に関する検討が優先的に進められており、これらへの対応を2019年までに済ませたうえで本格的に新BPM作成に

着手する方向性にある。

2019年3月現在、BPM6体系下で対応すべき32項目のうち、8項目について検討を終え、結果を取りまとめたClarification NotesがIMFのwebsiteで公表されている(図表4)。

2019年に答えを出すべき課題(いずれもBPM6の体系内で対応)としては、10課題が選定されており、このうち、①ESSにおける非公式

図表4 Clarification Notes¹⁰⁾への掲載事項(2019年3月9日時点)*

	検討項目	論点	決定の概要
1	データ・テンプレート ¹¹⁾ の「その他外貨資産」 ¹²⁾ に計上される金(gold)の扱い	<ul style="list-style-type: none"> データ・テンプレート(paragraph 98)とBPM6(paragraph 5.75, 5.76)等の規定が矛盾している。 ⇒ BPM6は、外貨準備に計上されない金は金融資産ではなく財貨であると規定。 	<ul style="list-style-type: none"> BPM6の規定を適用し、外貨準備に計上されない金は財貨と扱う。このため、このような金は、データ・テンプレートの「その他外貨資産」に計上しない。 将来的には、本決定に基づいてデータ・テンプレートを修正。
2	残存期間(remaining maturity)に基づく金融商品の長短分類	<ul style="list-style-type: none"> 残存期間の定義について、BPM6の記述に不整合がある。 Paragraph 5.104は、“the final contractually scheduled payment”を基準とすべきと規定する一方、Paragraph 5.105は、“due of payment”を基準とすべきと規定¹³⁾。 	<ul style="list-style-type: none"> Paragraph 5.105に合わせ、“due of payment”を基準とする。
3	マイナス金利の統計上の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> BPM6等のESSは、金利がプラスであることを前提としており、マイナス金利の扱いに関する規定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1次所得に負の所得として計上する(負の所得については、内部留保減少時の再投資収益等、他にも例がある)。 マイナスの預金金利については、債権者(預金者)は負の利子を受け取り、債務者(銀行)は負の支払いを行うとみなして計上。
4	IMFリザーブ・ポジションの扱い	<ul style="list-style-type: none"> BPM6は、IMFリザーブ・ポジションを(外貨準備の中で)「その他預金(other deposits)」とし、長短区分は求めないとしている(paragraph 5.43, Appendix 9)。一方、対外債務統計ガイドはIMFリザーブ・ポジションの原契約(original maturity)ベースでの長短区分を求めている。 BPM6等にIMFリザーブ・ポジションの長短区分に関する規定がない。 	<ul style="list-style-type: none"> IMFリザーブ・ポジションについて長短区分が必要な場合には長期とする。 ⇒ IMFリザーブ・ポジションの主な構成要素であるリザーブ・トランシュについて長期の要素が強いことを踏まえたもの。
5	中央銀行間の通貨スワップのマクロ経済統計における扱い	<ul style="list-style-type: none"> 通貨・金融危機への対応、自国通貨の国際化促進(とくに中国)等の目的で、中央銀行間の通貨スワップが増えていることを踏まえ、扱いを明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> 市場価格に基づかないオフ・マーケットのスワップの場合 ⇒ 中央銀行間の預金の同額交換として計上(多くの場合、双方の外貨準備に計上)。 市場価格を用いた通常の通貨スワップの場合 ⇒ 中央銀行間の預金の同額交換として計上(多くの場合、双方の外貨準備に計上)。同時に、将来のスワップ巻き戻し契約をフォワード取引として金融派生商品に計上。

6	<p>貴金属口座 (precious metal accounts) の統計上の扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保管貴金属口座 (allocated precious metals accounts), 非特定保管貴金属口座 (unallocated precious metals accounts) のそれぞれ¹⁴⁾ についての統計上の扱いを再確認するとともに, BPM6 等に規定がない特定保管貴金属口座に係る手数料の統計上の扱いを明確化。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定保管貴金属口座は非金融資産 (財貨) の所有を示すものとする (BPM6 paragraph 5.78, 対外債務統計ガイド Appendix 1)。一方, 非特定貴金属保管口座については, 外貨建て預金 (債務者は口座管理者) として扱う (BPM6 paragraph 5.39, 3.96, 対外債務統計ガイド Appendix 1)。 ・特定保管貴金属口座にかかる手数料は, 金融サービスとする。
7	<p>国際機関の部門分類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国際金融機関の制度部門分類についての指針を提示。 	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバルな国際機関は, 所在国の居住者とは見做さず (海外部門に計上), 部門分類においても国内の制度単位に適用される部門ではなく, 当該国際機関の活動内容に応じて追加する部門に分類する。例えば, IMF は「国際金融機関」に分類すべきである。 ⇒ BPM6 Table 4.2 は, 国際金融機関と国際非金融機関という分類を提示。 ・ただし, 通貨同盟または経済同盟の機関は, 例外的に当該通貨・経済圏の居住者とし, 居住者として部門に分類されることがある (例えば ECB は, ユーロ圏の中央銀行に分類)。
8	<p>スポーツ選手の移籍, 貸与契約, および選手の報酬, 貸与中の選手の居住性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・BPM6 には, スポーツ選手の移籍契約の扱いについての規定はある (BPM6 paragraph 13.15) が, 移籍に伴う他の条件等の扱いや選手の貸与に関する規定はないため, 扱いを明確化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・選手の貸与契約に基づく一時的な移籍に伴って支払われる手数料は, 資産から生じる所得としてレントに計上する。その他の支払額 (代理人委託料, マスコミ放映権等) は, それぞれ該当する BOP の項目に計上する。 ・貸与元のクラブが貸与した選手の報酬 (の一部) を支払っている場合には, レントをその分減額する (報酬は借り手が支払っているとみなす)。 ・合意された貸与 (移籍) 期間が1年超ならば, 選手の居住性は貸与先のクラブの所在国に変更となる。

* IMF の Clarification Notes に基づき, 筆者作成。

経済の計測 (measurement of informal economy in ESS), ②グローバル・バリュー・チェーン: 経常取引における多国籍企業の役割の特定 (global value chain: identify the role of multinational enterprises in current account transactions) の二課題について高い優先度を付けている (International Monetary Fund [2018a])。

(3) BPM6 改訂の中で対応することが想定されている項目

前述のとおり, research agenda には, BPM6 改訂の中で対応する項目が 31 掲載されている。もっとも, 現在のところこれらの項目の検討には未着手であるほか, 対応項目の軽重, 優先順位等

に関する検討も十分にはなされておらず, とりあえず対象となりうる項目の洗い出しに留まっている感がある。

リスト・アップされた項目を属性ごとに整理すると, 図表 5 の通り。

これらのうち, 「1. BPM6 が Research Agenda として規定している事項」は, BPM5 改訂時の積み残しであり, BPM6 改訂に合わせて再検討するのは自然であろう。

「2. 個別の国際収支項目の概念的変更に関わるもの」としては, 直接投資に関わるものを中心にかなりの数の項目がピックアップされている。図表 5 に示した主な項目について, 提起されている

図表 5 Research Agenda に整理された BPM6 改訂の中で対応する課題*

類 型	主な内容
1. BPM6 が Research Agenda として規定している事項 ¹⁵⁾	<ul style="list-style-type: none"> ・直接投資における起点となる投資国 (ultimate investing economy), 終点となる最終投資先 (ultimate host economy)。 ・ローンの価格評価における公正価値 (fair value) の適用拡大。 ・排出権 (emissions permits) の扱い, 等。
2. 個別の国際収支項目の概念的変更に関わるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・財貨の価額評価方式の変更 (現行の FOB 基準から invoice ベースに変更)。 ⇒ 2008SNA との整合性強化, CIF → FOB 変換に伴う各国データの不整合回避, 報告負担の軽減等が目的。 ・直接投資におけるコーポレート・インバージョンの扱いの変更。 ・直接投資の定義変更 (議決権比率を 10% 基準から国際会計基準に合わせた 20% 基準へ変更)。 ・クレジット・デフォルト・スワップの取り扱いの変更, 等。
3. プレゼンテーションに関わるもの (BOP, IIP に関する概念的な変更ではなく, 公表データの細分化等, 主にデータの見せ方に関わるもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・財貨・サービス取引について, 取引企業の属性に基づいて細分化したデータの作成 (産業別, 外資・内資別, 企業規模別等)。 ・直接投資における, 新規設立投資 (greenfield investments), 資本追加 (extension of capacity, i.e. additional new investments) に関する統計作成。 ・金融部門, 金融商品等の細分化。 ・地域集計値の作成¹⁶⁾, 等。
4. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍 (nationality) ベースの BOP や IIP の作成。 ・訂正方針 (revision policy), 訂正要因等の研究 (revision study) についての基準の設定。 ・経済のグローバル化の測定。 ・SDGs (Sustainable Development Goals) の測定, 等。

* International Monetary Fund [2018a] に基づき筆者作成。

論点の概要は以下の通り。

A) 財貨の評価方式の変更

- ・国際収支統計・一般財貨 (貿易収支) の価格評価は FOB (輸出国における船積み価格。運賃, 保険料を含まない) ベースで行うこととされている (BPM6 paragraph10.30)。一方, 大半の国で一般財貨のデータソースとなっている貿易統計は, 輸出は FOB ベースながら, 輸入は CIF ベース (貨物代金のほか, 仕向地までの運賃, 保険料を含む) である。このため, 輸入を FOB ベースに直すため, 各国とも一定の調整を行っている。なお, FOB は, Free on Board, CIF は, Cost, Insurance and Freight の略である。
- ・Research agenda では, 現行の FOB ベースから, invoice ベース (財貨の輸出入に伴って実際に請求された金額を計上) への変更を検討すべきとされている。Invoice に運賃, 保険料等

を含むか否かは当事者間の合意次第である。

- ・本件は概念に関わるものではあるが, 主な動機は, SNA との整合性の確保, CIF ベースの輸入を FOB ベースに変換する方法の違いに起因する各国データの不整合の回避であり, 取引や考え方の変化というよりは, 統計作成実務および data consistency の観点からの要請という性格が強い。

B) 直接投資におけるコーポレート・インバージョンの扱いの変更

- ・コーポレート・インバージョンは, 「国内を活動の本拠地とする多国籍企業が, 組織再編成を通じて海外 (典型的には, 税率が低いまたは納税義務が課されない地域) に新会社を設立し, 当該新会社を企業グループ全体の親会社とする一連の取引」である (Treasury [2002])。換言すれば, 企業が軽課税国に新設の外国法人を設立し, そこを既存の国内親会社と入れ替えるこ

とにより、国内に本拠を置いていた多国籍企業が外国法人へと組織を再編する取引であり、多くの場合、節税効果¹⁷⁾を期待した組織再編の一種である。国際収支統計上は、海外本社設立のための対外直接投資、新本社の国内法人取得のための対内直接投資の双方が計上される。

- ・ Research agenda では、コーポレート・インバージョンの経済的意味合いが通常の直接投資とは異なるとして、一般的な直接投資とは切り離すことを検討すべきとしている。

C) 企業間の直接投資関係成立の基準の変更(議決権の保有割合を現行の10%以上から、国際財務報告基準と整合的な20%以上への変更を提案)

- ・ 本案件は、BPM5改訂の際にも検討の俎上に上がったが、その際には否決された¹⁸⁾。その後、議決権の20%以上の保有を関連会社の判断基準とする国際財務報告基準(International Financial Reporting Standard: IFRS)の適用が拡大したことを受けて、再度扱いの変更を提案している。

D) クレジット・デフォルト・スワップの統計上の扱いの見直し

- ・ クレジット・デフォルト・スワップの金融商品としての性質を踏まえ、現行のオプション・タイプの取引という扱い(BPM6 paragraph 5.68, 5.93)から、フォワード・タイプの取引への変更を提案している。

「3. プレゼンテーションに関わるもの」および「4. その他」には、詳細データの作成や国籍(nationality)ベースのデータ¹⁹⁾の作成等が含まれるが、こうしたデータは、あえてBPMを改訂しなくとも参考として作成すれば足りるものである。BPMの中にこうしたデータに関する規定を盛り込むことで、各国に当該データの作成を促していくという考え方もありうるが、そもそも概念上BOP, IIPとは異なるデータに関する詳しい規定をBPMで定めるには違和感がある。こうしたものはBPMの対象外と考えるべきであろう。

4. プロジェクトの課題と先行きの展望

BPM6改訂プロジェクトはまだ初期段階にあるほか、現状までの検討が概ねBPM6の枠内で対応すべき課題の消化に止まっていることもあり、プロジェクトの先行きは現状ではまだ見通し難い。

もっとも、個別の検討項目を離れてプロジェクト全体を俯瞰すると、以下の3つの課題に早期に対応する必要があると考えられる。

(1) スケジュールの再構築

現在のプロジェクトの進捗は、2015年に提示されたスケジュール対比でかなり遅れている。例えば、AOは2018年に公表するとされていたが、まだBOPCOMに諮られてもいない。一方、スケジュールの見直しや対応方針の変更については、何もアナウンスされていない。

IMFが2018年10月のBOPCOMで提示したresearch agendaをみると、BPM6の枠内で対応すべき検討項目については、概ね2019年までに対応を終えることとされている。前回のBPM5改訂プロジェクトを振り返ってみると、2004年2月のAO公表後、5年弱でBPM6を公表している。したがって、改訂の規模次第の面もあるが、2020年前半までに次期BPMのAOを公表出来れば、当初の想定通り2025年に次期BPMを公表することが可能と思われる。

いずれにせよ、BPM6の改訂は世界中の統計作成者、データ・ユーザーに大きな影響を与えるだけに、IMFをはじめとする関係者には、今後のプロジェクトのスケジュール、段取りを早期に検討して世界に示すことが求められる。

(2) 次期マニュアルの体系の提示

Research agendaでは、BPM6改訂で対応する個別の検討事項をリスト・アップしたに過ぎず、次期マニュアルの下で、BOP, IIP等のESSがどういった体系を目指しているのかは明らかでない。

BPM5の改訂にあたっては、1993年のBPM5

公表後に発生したアジア通貨危機の経験を踏まえ、バランスシート分析のニーズが高まったことから、ESSの体系が大きく変更された。具体的には、体系の中心にバランスシート統計であるIIPを据え²⁰⁾、制度部門、通貨、期間別の詳細なポジションデータの時価ベースでの作成が推奨された。併せて、IIPの源泉となるBOP金融勘定のデータについても、IIPの各項目に対応する同様の詳細データの作成が推奨された。これにより、制度部門毎の対外資産・負債の状況（期間や通貨のミスマッチの大きな状況を含む）が時価ベースで把握できるようになり、外的ショックに対する部門毎の脆弱性、波及可能性が把握し易くなった。

BPM6の内容確定後には、リーマンショックに代表される世界金融危機、ユーロ危機といった大きな金融危機が発生しており、それに伴ってESSに関するデータ・ニーズもさらに変化・高度化している筈である（例えば、interconnectednessを把握できるデータの必要性等）。BPM6の改訂にあたっては、こうしたニーズを的確に取り込む必要があり、そのためには個別項目の検討に止まらず、ESSの体系全体の考え方を整理したうえで、個別項目を体系内に適切にマッピングしていくことが重要である。そのためにもIMFなどの関係者は早期に新マニュアルの骨格となる体系の考え方を提示すべきである。

(3) BPM改訂の具体的な方法

上述の次期BPMの体系に依存するところでもあるが、どの規模の改訂をどういったやり方で行うのか、早期に決めたくて関係者に提示する必要がある。

仮に今次改訂では、体系自体に大きな変更を施さず、章（chapter）または項目レベルでの変更止めるなら、金融経済環境の変化が速いことも踏まえ、全面的なBPMの版改訂（すなわちBPM7への移行）ではなく、変更する章や項目毎に段階的に改訂を進めるモジュール・アプローチ（module approach）を採ることも選択肢となりうる。全面改訂とモジュール・アプローチを比較すると、いずれにも長短があり、決定に当たっては慎重な比較衡量が必要である（図表6）。ただし、いずれのアプローチを採るかは、各国の統計作成当局の次期BPM対応に大きく影響することから、IMF等の関係者は、極力早期に採用するアプローチを決定し、関係者に提示する必要がある。

5. 終わりに

Research agendaに洗い出された論点のうち、BPM6の枠内で対処するものについては、概ね予定通りに検討が進められているように窺われる。一方で、BPM6改訂の中で扱われるべき論点の検討は手つかずであるほか、次期BPMの体系の全

図表6 BPM改訂に当たった両アプローチのメリット、デメリット*

	全面改訂（版の変更）	モジュール・アプローチ
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 対応は基本的に1回。 各国の新旧統計の切り替えの時期を除けば、各国統計の整合性が取れる。 	<ul style="list-style-type: none"> 段階的に対応するため、対応コストの平準化が可能。 全面改訂対比で、金融・経済の環境変化を織り込み易い。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 対応コストが大きい。 金融・経済状況の急変により、短期間でBPMの内容が陳腐化する恐れがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度改正、システム対応等の移行作業が延々と続き、トータルコストが拡大する恐れがある 各国の新統計への移行が、長期かつ段階的に行われるため、各国データの不整合が長期に続き、データの国際比較が長期にわたって難しくなる恐れがある。

*筆者作成。

体像，改訂方式に関する方針等も未だに不明確である。

こうした点は，BPM 改訂が各国の統計作成当局，データ・ユーザーに与える影響が大きいだけに残念と言わざるを得ない。もっとも，BPM6 の枠内で対処すべき論点の検討の多くは，2019 年中に終わるとされており，2020 以降，いよいよ本格的に新 BPM そのものに関する議論が始まる事が期待される。

「1. はじめに」で示した通り，BOP, IIP は金融・経済情勢の適切な把握，効果的な経済政策策定のために不可欠である。それだけに，変化のスピードが速い金融・経済の動きを的確に反映し，ユーザーのデータ・ニーズに応えていくためには，BOP, IIP の作成基準となる BPM を適切なタイミングで改訂していくことが望まれる。BPM6 の公表から 10 年が経ち，グローバリゼーションが一段と進展する一方で，世界金融危機やユーロ危機といった大きな通貨・金融危機を受けて，新たなデータ・ニーズが生まれていると思われる。こうした新しいニーズを反映し，実務的にも学術的にも利用価値の高い新しい BPM が誕生することを期待しつつ，プロジェクトの進展を見守っていくこととしたい。

[Notes]

- 1) IMF 協定第 8 条，Section 5 (vi)，(vii)。
- 2) 国際収支マニュアルの正式名称は，第 5 版までは The Xth edition of the Balance of Payments Manual (X は，版番号)であった。現行の第 6 版では，IIP を重視する体系の考え方を反映し，名称が The sixth edition of the Balance of Payments and International Investment Position Manual に変更された。以下，本稿では国際収支マニュアルの略号を BPM とし，後に版番号を付す (例えば，現行の 6 版は BPM6)。
- 3) 2018 年度の会合は 2018 年 10 月 24 ~ 26 日にワシントン D.C. の IMF 本部で開催された。
- 4) BPM は具体的・実務的な統計作成方法 (データソースを何にするか，データの収集方法，推計手法等)を定めるものではない。IMF は加盟国の統計作成当局をサポートするため，BPM とは別に，BOP, IIP 作成に関する具体的・実務的事項を纏めた Compilation Guide を作成・公表している。
- 5) AO は，新 BPM の全体像 (章立て，主要項目の内容等)を示した文書。BOP, IIP の体系，個別項目の概念・内容についての詳しい記述を含み，新 BPM の骨格となる

もの。個別論点の検討結果を AO に反映し，さらに記述を足していくことで新マニュアルのテキストを作成する。BPM6 を作成する過程では，BOPCOM での議論を経て 2004 年 2 月に 176 ページにわたる AO が完成し，広くコメントを収集するために IMF の HP で公表された (BPM6 の AO については，以下の URL を参照 <https://www.imf.org/external/np/sta/bop/pdf/ao.pdf>)。

- 6) ESS は，BOP, IIP を中核としつつ，その他にも対外債務統計等の対外部門に関する他のマクロ経済統計を包含する。
- 7) 因みに，BPM6 作成過程では，IIP の位置付けが強化されたことを踏まえ，マニュアルの対象範囲が狭義の BOP に限定されるとの印象を与えることを回避するため，マニュアル名称を従来の “Balance of Payments Manual” から，より広い領域に関わることを含意する “International Accounts Manual” へ変更することが議論された。
- 8) ISWGNA は，Inter-secretariat Working Group on National Accounts の略。SNA に関する事項を協議する，国連統計部，IMF 等の国際機関代表者から構成されるワーキング・グループ。詳しくは ISWGNA に関する国際連合統計部の website を参照 (<https://unstats.un.org/unsd/nationalaccount/iswgna.asp>)。
- 9) BOPCOM での議論の概要，各論点の検討状況等については，International Monetary Fund [2016a]，[2016b]，[2017a]，[2017b]，[2018a]，[2018b] を参照。
- 10) いずれも IMF website の IMF Committee on Balance of Payments Statistics のページ (<https://www.imf.org/external/bopage/bopindex.htm>) に掲載されている。
- 11) 一国外貨準備等に関する統計である，Data Template on International Reserves and Foreign Currency Liquidity (主要な ESS の一つ)。本稿ではデータ・テンプレートと略称する。なお，我が国のデータ・テンプレートは，財務省が「外貨準備等の状況」として月次で公表している (https://www.mof.go.jp/international_policy/reference/official_reserve_assets/data.htm)。
- 12) データ・テンプレートにおける「その他外貨資産 (Other Foreign Currency Assets)」は，居住性要件等により定義上外貨準備には分類されないが，通貨当局が保有する外貨建て資産で，外貨準備同様に流動性が高く通貨当局が必要に応じて利用できる金融資産である。
- 13) 例えば，契約上の満期まで 2 年の借り入れは，paragraph 5.104 によれば全額長期負債となるが，paragraph 5.105 では，今後 1 年以内に支払い期限が来る利子，元本 (の一部) が短期債務となる。
- 14) いずれについても，外貨準備に計上される貨幣用金 (monetary gold) を除く。
- 15) BPM6 は，BPM5 改訂の過程で積み残した検討項目のうち，直接投資における最終投資先・投資元経済の特定等の 9 項目を research agenda として規定している (BPM6 paragraph 1.43)。今回纏めた research agen-

- daでは、このうち6項目についてBPM6改訂の中で対応するとしている。
- 16) 単に一定地域のBOP, IIPを足し上げるのではなく、ユーロ圏BOPのように、域内取引を控除し、対域外取引のみを計上する。
- 17) Desai and Hines [2002] は、米国企業は、自社の海外収入に対する米国での課税を回避するために、コーポレート・インバージョンにより海外子会社を企業グループの親会社に、米国本社を子会社とすることで、形式的に外国企業となることがあるとしたうえで、実例に基づく実証研究を行っている。また、Voget [2002] は、コーポレート・インバージョンの決定における税の役割について、本社移転を行った多国籍企業と行わなかった多国籍企業の比較分析を行い、外国利潤の本国送金に対する追加課税が、移転に有意な影響を与えると結論付けている。
- 18) 直接投資に関する技術的事項を扱う直接投資専門家グループ (Direct Investment Technical Expert Group: DITEG) では、国際会計基準を踏まえて、10%基準から20%基準への変更を提言した。ところが、DITEGの上位機関 (BOPCOMと共同) であるOECDの国際投資統計ワーキング・グループ (Working Group on International Investment Statistics: WGIIIS) は、DITEGの提言を否決した (国際会計基準の国際社会への浸透度合いが必ずしも十分でない中、各国の国内制度の変更に繋がる直接投資基準の変更は時期尚早と判断したものと思われる)。DITEGは、2004年のBOPCOMに同様に直接投資基準の変更を求める提言を提出したが、BOPCOMはWGIIISの判断を尊重し、DITEGからの提言を否決して10%基準を維持することを決定した。
- 19) 例えば、日本企業の海外の100%子会社からの財貨の輸入は、居住性をベースとする現行BOPでは全額財貨の輸入として計上するが、BOPを国籍ベースで作成する場合には、同国籍の企業間取引として計上対象外となる。
- 20) バランスシートの視点から体系を構築したことから、BOP金融収支の符号についても、従来の資金流入を基準とするものから、対外資産・負債の増減を基準とするものに変更された。この結果、対外資産の増加 (例えば、居住者による外国債券の取得) については、従来のマイナス符号 (資金流出) ではなく、プラス符号 (対外資産の増加) で計上することとなった。
- いて」 http://www.boj.or.jp/research/brp/ron_2013/data/ron131008a.pdf
- Desai, M.A. and Hines. Jr. J.R. [2002] Expectations and Expatriations: Tracing Causes and Consequences of Corporate Inversions. *National Tax Journal*, 55 (3), pp.409-440.
- International Monetary Fund [2004] Revision of the Balance of Payments Manual, Fifth Edition (Annotated Outline) <https://www.imf.org/external/np/sta/bop/pdf/ao.pdf>
- [2009] The Sixth edition of Balance of Payments and International Investment Position Manual (BPM6) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2007/pdf/bpm6.pdf>
- [2015a] Process and Timeline for Updating BPM6 (BOPCOM-15/16) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2015/pdf/15-16.pdf>
- [2015b] Summary of the Outcomes of the Committee's Discussions (BOPCOM-15/26) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2015/pdf/15-06.pdf>
- [2016a] Scope of the Research Agenda for External Sector Statistics (BOPCOM-16/08) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2016/pdf/16-08.pdf>
- [2016b] Summary of the Outcomes of the Committee's Discussions (BOPCOM-16/18) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2016/pdf/16-18.pdf>
- [2017a] Research Agenda for External Sector Statistics (BOPCOM-17/09) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2016/pdf/16-08.pdf>
- [2017b] Summary of Discussions (BOPCOM 17/17) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2017/pdf/17-09.pdf>
- [2018a] Research Agenda for External Sector Statistics (BOPCOM 18/12) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2018/pdf/18-12.pdf>
- [2018b] Summary of Discussions (BOPCOM 18/17) <https://www.imf.org/external/pubs/ft/bop/2018/pdf/18-17.pdf>
- Office of Tax Policy, Department of Treasury [2002] Corporate Inversion Transactions: Tax Policy Implications.
- Voget. J. [2011] Relocation of Head Quarters and International Taxation. *Journal of Public Economics*, 95, pp.1067-1081

[参考文献]

日本銀行国際局 [2013] 「国際収支関連統計の見直しにつ